

本論文は

世界経済評論 2018年9/10月号

(2018年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料
無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

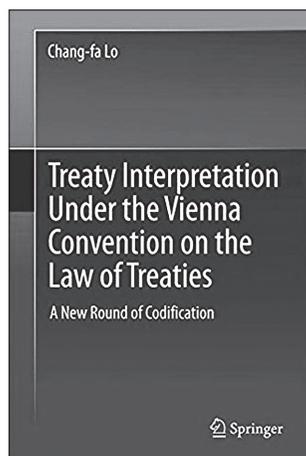
Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

Treaty Interpretation Under the Vienna Convention on the Law of Treaties

— A New Round of Codification

東京大学名誉教授, 元 WTO 上級委員 **松下 満雄**



[著者]

Chang-fa Lo

Justice of the Constitutional Court of the ROC
(Taiwan)

[発行] Springer Singapore, 2017. 11

[判型] ハードカバー

[定価] 17,000-18,000 円程度

本書は WTO 協定の解釈問題を取り上げた著作である。本書の著者 Chang-fa Lo (羅昌發)氏は台湾憲法裁判所判事であるが、台湾における WTO 研究の第一人者であり、国立台湾大学教授、公正取引委員会委員、国際貿易委員会委員を歴任した人物である。

WTO 協定の主要部分は、(1) 物品の貿易に関する協定 (附属書 1A)、(2) サービスの貿易に関する協定 (附属書 1B)、(3) 知的所有権の貿易関連側面に関する協定 (附属書 1C)、(4) 紛争解決に関する了解 (附属書 2)、(5) 貿易

政策検討制度 (附属書 3)、及び、(6) 政府調達に関する協定等 (附属書 4) から構成されているが、これらの規定によって国際貿易関係が規律されている。これらのうち特に複雑な構成を有するのは物品の貿易に関する協定であり、これは 1994 ガットとこれに後続する 12 の協定 (農業協定、ダンピング協定、補助金相殺措置協定、セーフガード協定等) から成り、ガットが一般法、後続協定が特別法という位置づけである。ガットと後続協定の間に抵触がある場合には、後続協定が優先することとなっている。

この複雑な構成を有する WTO 協定の解釈適用の任に当たるのは、WTO の紛争解決小委員会 (パネル、下級審) と上級委員会 (上級審) からなる紛争解決機関である。紛争解決機関はこれらの協定の解釈を通じて WTO 協定発足以来 20 数年の間に 600 件近くの案件を処理してきており、これの国際貿易秩序形成に果たした役割には絶大なものがある。本書はこの WTO 紛争解決の事例の検討を通じて、WTO 協定をいかに解釈適用すべきかの手法を追及している。

WTO 協定を含めた国際協定の解釈においては、1969 年のウィーン条約法条約 (条約の規定をいかに解釈すべきかを定める条約) が適用され、WTO の紛争解決においてもパネル及び上級委員会はこの条約に基づいて WTO 協定の解釈適用を行っている。この条約の骨子は、条約の規定の解釈はその文言、文脈、及び、目的に基づいて行うべしということである。

近時の WTO 協定をめぐる問題のうちの重要なものの一つは、WTO に体现される自由貿易の原則と非貿易的関心事項 (例えば、環境保護、食品安全、製品安全、人権保護等) をいかに調和させるかである。これらの非貿易的関心事項に関しては多くの条約が存在する。例えば、食品分野においてはカルタヘナ議定書 (国

連生物多様性条約の実施のための議定書)があり、これによると遺伝子組み換え食品に関してはその有害性に関する明白な科学的証明がなくても輸出入を禁止し得る(予防原則)としているのに対して、WTO協定においては自由貿易の原則から、かかる禁止の許容範囲は狭く限定されている。その結果、ある加盟国が行う遺伝子組み換え食品の輸入禁止はカルタヘナ議定書によれば是認されるが、WTO協定によれば許容されないという事態が生じ得る。具体的案件においてこのような条約の衝突が生ずる場合、WTOの紛争解決機関はいかにこの紛争を解決すべきかが問題である。または、あるWTO加盟国が人権保護条約に基づいて他の加盟国の幼児労働の産品の輸入を禁止する場合には、WTOの自由貿易原則に反するおそれがあり、発展途上国である他の加盟国がWTO協定に基づいてWTO提訴をする場合があり得る。

このようにWTO協定と自由貿易以外の原則に基づく他の協定と緊張関係に立つことがあり、時にはWTO協定とこれらが抵触することもある。環境問題、人権問題、文化財保護、

動物愛護(例えば、アザラシ保護のためにアザラシを使用した製品の輸入を禁止する等)がこの例である。著者はこのような近時の動向に鑑みて、WTO協定を時代の要請に適合するように解釈運用するにはどのような手法が必要かについて検討する。著者の結論は、異なった原則の上に立つ国際協定とWTO協定と調和的解釈を行うために、ウィーン条約法条約に規定する解釈基準、すなわち、文言、文脈、目的のうち特にWTO協定の目的を柔軟に解釈して調和的解釈を図るべきこと、そしてさらに、この手法を用いてもなお解決できぬ場合が多くなることを予想して、ウィーン条約を改正して、上記のような抵触が生ずる場合の解決の具体的規準を盛り込むことを提唱する。著者は上記の点を踏まえて、著者の考えるウィーン条約モデル改正案を提示している。

本書で展開される条約解釈論は極めて厳密であり、法律家以外には若干とつきにくい面もあると思われるが、WTO法の重要な問題を提起するものとして紹介に値する。

(まつした みつお)

書評委員について

世界経済評論書評委員は、最近1年間ほどの間に出版された書物並びに自らを含めた評者の選定を行い、各号の書評欄の寄稿を担当します。次の14氏が書評委員です。石川幸一、猪口孝、馬田啓一、浦田秀次郎、江夏健一、葛西敬之、橘川武郎、木村福成、朽木昭文、清水一史、白木三秀、田中素香、松下満雄、安室憲一の各氏。